

第 2 章 水 防 組 織

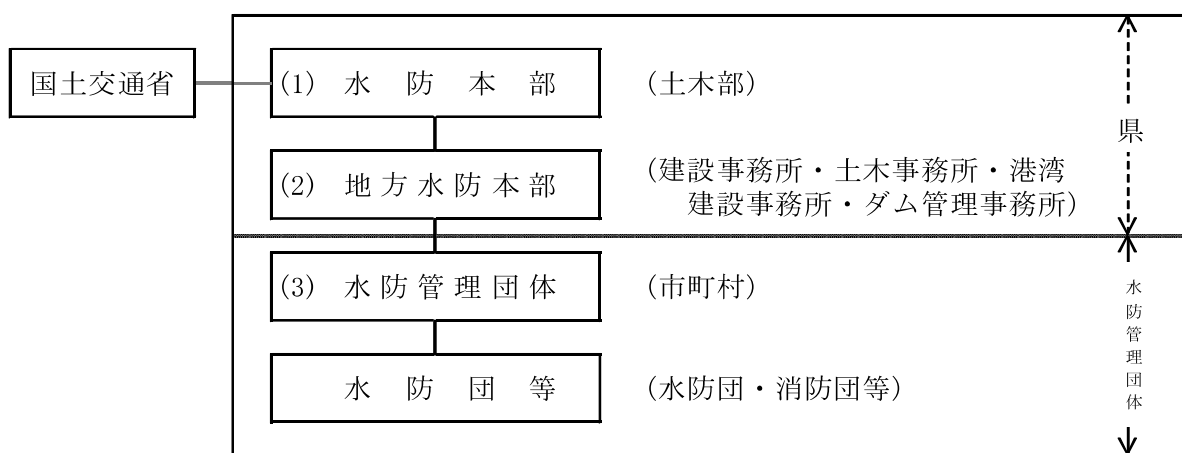
第2章 水 防 組 織

第 1 節 水防組織の概要

1 水防組織の構成

県と水防管理団体（市町村）は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ表－１に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。

表-1 水防組織



2 各水防組織の役割

(1) 水防本部

県内の水防事務を総括する。

(気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務)

(2) 地方水防本部

地方の水防事務を総括する。

(水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体が行う水防作業の円滑な推進に資する業務)

(3) 水防管理団体

各市町村の水防事務を総括する。

(地方水防本部との綿密な連絡のもとに、水防団、消防団等（以下、「水防団等」という。）への出動指令（水防法第 17 条）、他の水防管理者等の応援要請（同法第 23 条）決壊の通報（同法第 25 条）、避難立退の指示（同法第 29 条）等の業務を実施）

3 水防組織間の連絡

- (1) 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ各水防管理団体に連絡する。
- (2) 水防管理団体からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。
ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。
- (3) 各水防管理団体は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとるものとする。

第2節 県の水防組織

1 水防本部

(1) 水防本部設置基準

以下のア) からオ) に示す事態が生じたときに設置する。

ア) 以下に示す気象業務法の定めに基づく警報、特別警報及び津波注意報が発表されたとき。

ただし、各注意報（津波注意報を除く）の場合は、諸状況を判断の上、水防本部長が必要であると認めた場合に設置する。

警 報 大雨、洪水、高潮、波浪、津波の各警報

特別警報 大雨、高潮、波浪の各特別警報

注 意 報 大雨、洪水、高潮、波浪、津波の各注意報

イ) 水防法第10条の2項及び第11条第1項による洪水予報が発表されたとき。

ウ) 水防法第16条第1項による水防警報が発表されたとき。

エ) 県内において震度5弱以上の地震を観測したとき。

オ) その他、水防本部長が必要であると認めたとき。

(2) 水防本部の組織

水防本部の組織は、別に定める水防本部組織表による。（表—2）

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による災害対策本部が設けられた場合は、水防本部はこの組織に入り水防事務を処理する。

(3) 水防本部事務局

水防本部の事務局は、土木部河川整備課におく。（水防本部事務局：電話024-521-7483、7486、県庁内線3586、3587、3601、3602、FAX024-521-7952）

(4) 水防配備体制

水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切換を迅速確実に行う。
なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、水防本部長は、本部員を適当に交代又は休養させ、別に定める水防配備要領による非常配備を行う。（表—4）

(5) 水防本部解散基準

気象に関する警報、特別警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

なお、波浪警報発令時の解散については、水防本部長が諸状況を判断の上、解散することができる。

2 地方水防本部

(1) 地方水防本部設置基準

水防本部設置基準に準ずる。なお、管内において水防活動の実施が予想されるときは、設置基準に関わらず設置する。

(2) 地方水防本部の組織

地方水防本部の組織は、別に定める地方水防本部組織表による。（表－３）

なお、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の規定により、災害対策地方本部が設けられた場合、地方水防本部はこの組織に入り、水防事務を処理する。

(3) 水防配備体制

水防本部配備体制に準ずる。

(4) 地方水防本部解散基準

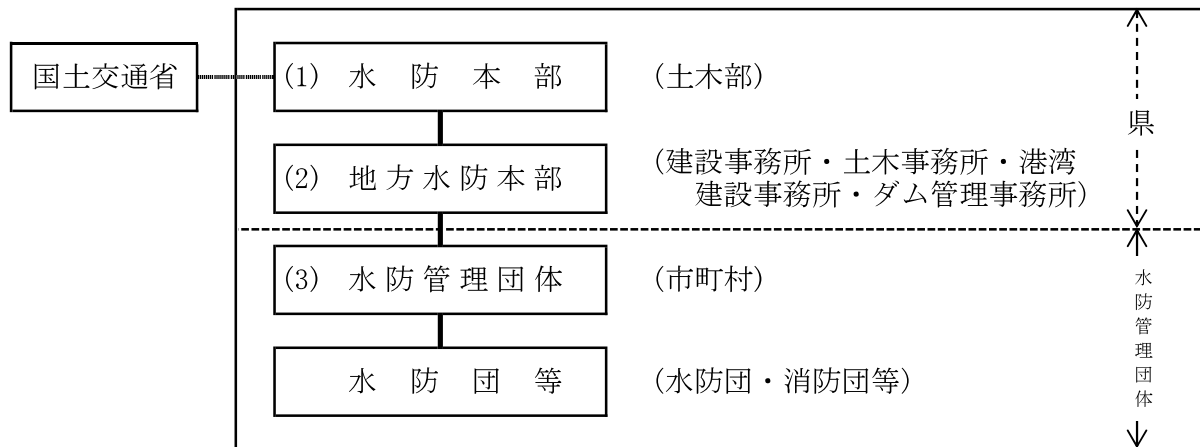
水防本部解散基準に準ずる。

第３節 水防管理団体の水防組織

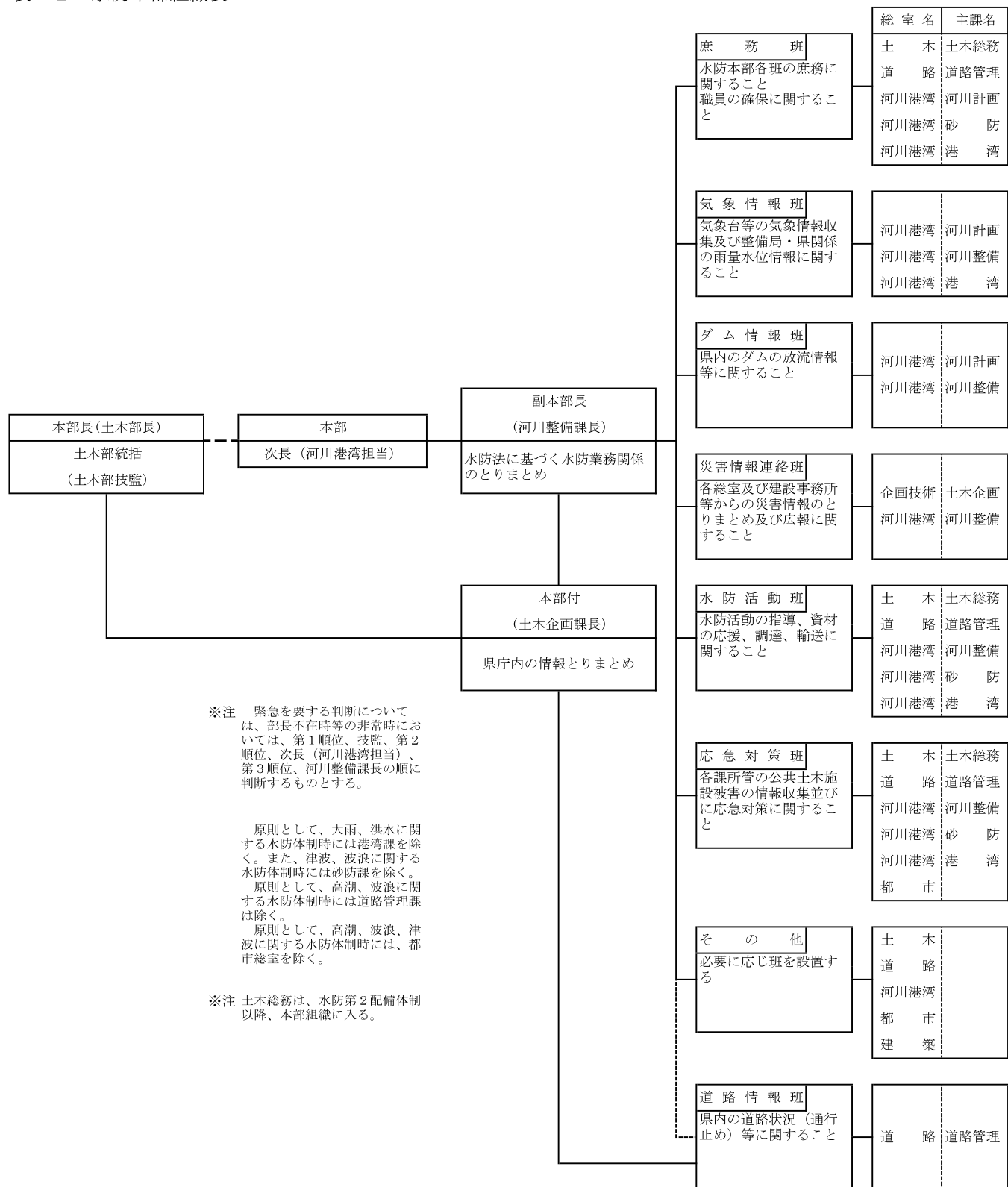
水防管理団体が設置する水防組織の事務分担、設置基準、配備体制等は、県水防本部の基準等を参考に適宜定め、水防計画書に明記しておくものとする。

第４節 国の水防組織

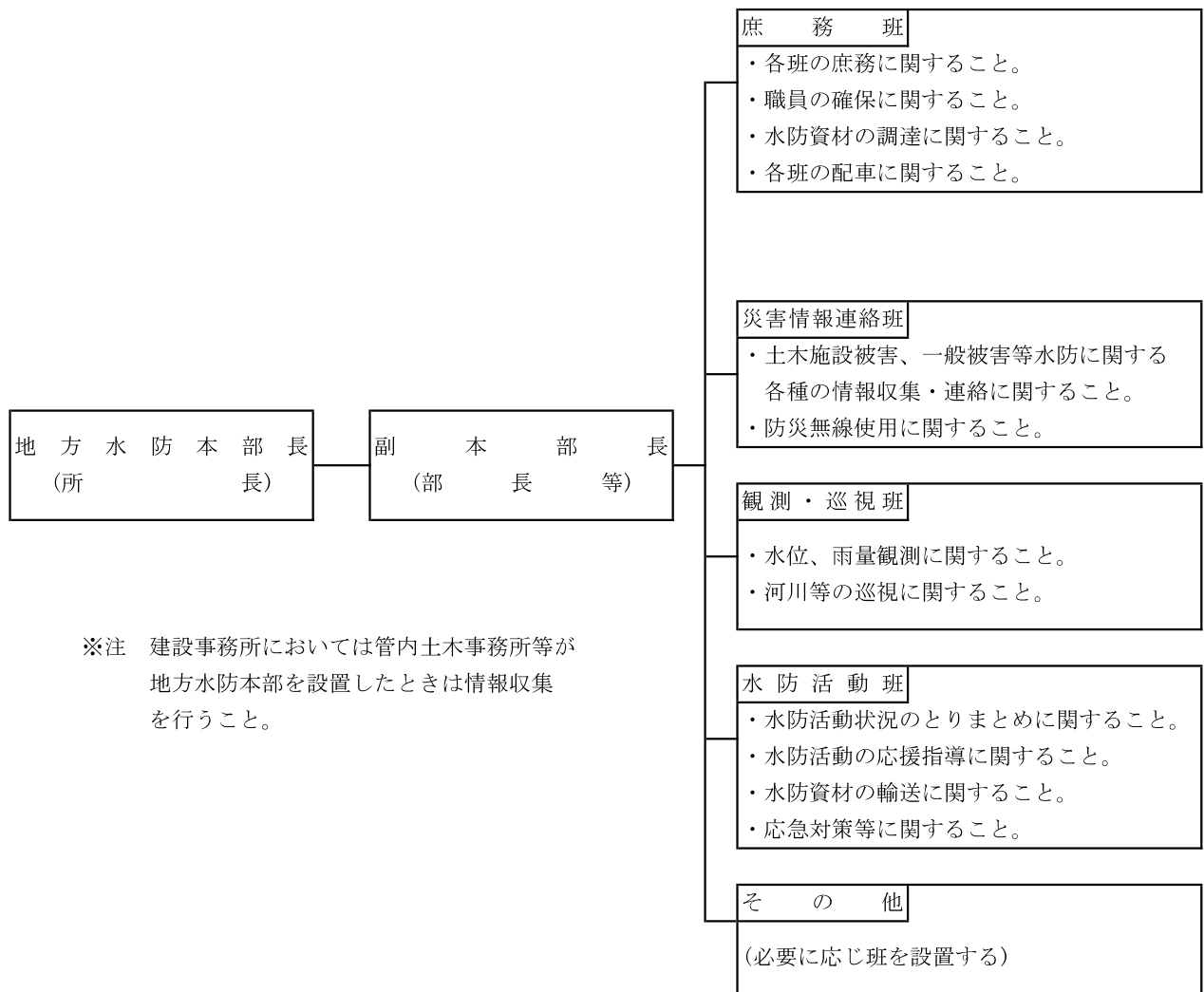
- 1 国土交通省福島河川国道事務所体制編成表
- 2 国土交通省阿賀川河川事務所支部組織表



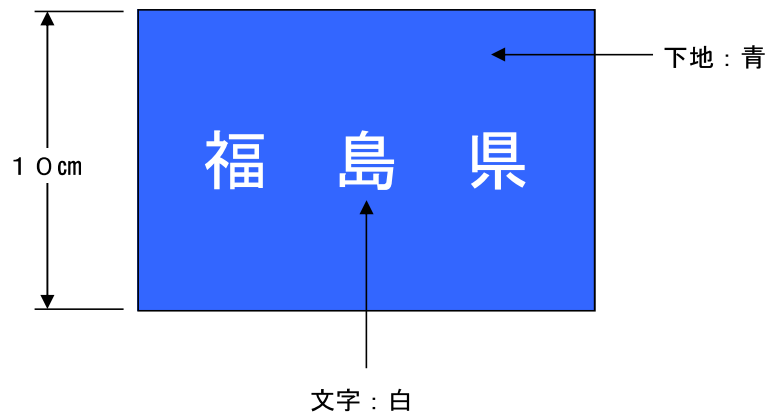
表一 2 水防本部組織表



表－3 地方水防本部組織表



注：非常配備段階毎に各班に人員を配置すること。
 各班には位置する職員の役職・氏名・連絡先等を明記し、事務所に掲示しておくこと
 地方水防本部員が水防用務のために現地へ行く場合は下図による腕章をつける。



表一 4 水防配備要領

※状況によっては上位の体制に直ちに移行する場合がある。

種 別	配 備 体 制	配 備 に つ く 時 期
水 防 第 1 配 備 体 制 (水 防 1)	少人数の人員で、主に情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに招集その他の活動ができる体制	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには時間的余裕があると認められるとき。
水 防 第 2 配 備 体 制 (水 防 2)	所属人員の約半分を動員し、水防活動が発生したときも対応可能な体制。	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
水 防 第 3 配 備 体 制 (水 防 3)	所属人員の全員を動員する完全な水防体制。	甚大な被害の発生の恐れがあり、第 2 配備体制では処理しがたいと考えられるとき。

() 書は、略称

表－５ 水防団の出動段階

活動段階	活 動 内 容	指令の発せられる時期
・第１段階 待 機	※水防団の足止めを行うもの。	概ね水防に関係する気象情報等が発せられ、洪水が予想される場合。
	水防団等の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。 一般団員は直ちに次の段階に入りうるよう準備する。	
・第２段階 準 備	※水防活動の準備を通知するもの。	概ね河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき。
	水防団等の団長は所定の詰所に集合し、水防資器材の整備・点検、作業員の配備計画にあたる。 また、ダム・水門等水防上重要な工作物のある箇所、及び堤防の巡視等に一部の団員を出動させる。	
・第３段階 出 動	※水防団の活動を通知するもの。	概ね河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇するおそれがあるとき。
	水防団等の団員全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。	
・第４段階 解 除	※水防活動の終了を通知するもの。	概ね水防警報等が解除され、かつ河川が氾濫注意水位以下に減する等、水防上の危険が解消されたとき。
	人員を確認し、水防活動の内容を水防管理団体に報告のうえ、解散する。	

也方水防本部等の活動内容

活 動 内 容	地 方 水 防 本 部	水 防 管 理 団 体	水 防 団 等
河川等の巡視及び 状況報告	・所轄河川の巡視 ・水防管理団体からの報告の とりまとめ ・水防本部への報告	・所轄河川（国・県・市町村管 理）の巡視 ・水防団等からの報告のとりま とめ ・地方水防本部への報告	・所轄河川（国・県・市町 村管理）の巡視 ・水防管理団体への報告
雨量・水位等の通 報	・所轄量水標、雨量計観測 状況を水防本部への報告 （原則１時間毎） ・所轄水防管理団体への連絡	・所轄量水標、雨量計観測状況 を地方水防本部への報告 （原則１時間毎） ・所轄水防団への連絡	
水防警報の発令	・所轄水防管理団体へ発令 ・水防本部及び関係地方 水防本部への通報	・所轄水防団への連絡	
水防団の非常配備 活動状況報告等	・水防活動の支援 ・水防管理団体からの報告の とりまとめ ・水防本部への報告 （６、８、１０、１月報告）	・所轄水防団等への非常配備発 令 ・水防団等からの報告のとりま とめ ・地方水防本部への報告	・水防管理団体へ活動状況 を報告
警察官、他の水防 管理団体への援助 要請	・水防管理団体からの報告の とりまとめ ・水防本部への報告	・警察官の出動要請 ・他の水防管理団体への援助要 請 ・地方水防本部への報告	
被害軽減等の措置	・応急対策の実施 ・水防管理団体からの報告の とりまとめ ・水防本部への報告	・応急対策の実施 ・地方水防本部への報告	・応急対策への協力
決壊・避難のため の立ち退き通報	・避難のための立ち退き通報 ・水防管理団体からの報告の とりまとめ ・水防本部への報告	・決壊等の通報 （地方水防本部、他の水防管 理団体への連絡） ・決壊後の被害拡大の防止 ・避難のための立ち退き通報 （地方水防本部、所轄警察署 への連絡）	・決壊等の通報 ・決壊後の被害拡大の防止 ・水防管理団体への状況報告
水防活動の報告	・水防資材使用状況の整理 ・水防管理団体からの報告の とりまとめ ・水防本部への報告	・水防資材使用状況の整理 ・水防団等からの報告のとりま とめ ・地方水防本部への報告	・水防管理団体への活動報告

表一 7 県水防倉庫備蓄基準

品名、規格		単位	数量	品名、規格		単位	数量
器 材	ス コ ッ プ	丁	60	杭 木 (長 0.6 m ~ 1 m 束 口 5 ~ 9 cm) 又は鉄筋杭 (径 16mm 以上)		本	1,000
	掛	矢	10	土 の う 袋		袋	1,000
	お	の	10	ビ ニ ー ル シ ー ト		枚	160
	鋸	丁	10	縄 (110 ~ 140 m / 巻)		巻	40
	鎌	丁	10	鉄 筋 (# 10)		kg	100
	片 手 ハ シ マ ー	丁	10	ロ ー プ (200 m / 巻)		巻	5
	ペ ン	チ	10	大 型 土 の う 袋 (r 1.0 m × h 1.1 m) 程 度		袋	100
	資 材						

表－８ 水防管理団体の水防倉庫備蓄基準

品名、規格		単位	数量	品名、規格		単位	数量
器 材	ス コ ツ	丁	20	資 材	杭 木 (長 0.6 m ～ 1 m 束 口 5 ～ 9 cm) 又は鉄筋杭 (径 16mm 以上)	本	300
	掛 矢	丁	5		土 の う 袋	袋	500
	お の	丁	5		ビ ニ ー ル シ ー ト	枚	60
	鋸	丁	5		縄 (110 ～ 140 m / 巻)	巻	20
	鎌	丁	5		鉄 筋 (# 10)	kg	20
	ン	丁	5		大 型 土 の う 袋 (r 1.0 m × h 1.1 m) 程度	袋	50

■ 河川情報提供システム

【インターネット】

● ホームページ

<http://kasenweb.pref.fukushima.jp/Zhtml/start.asp>

● スマートフォン



<https://kaseninf.pref.fukushima.jp/sp/>

表一 9

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

表一10

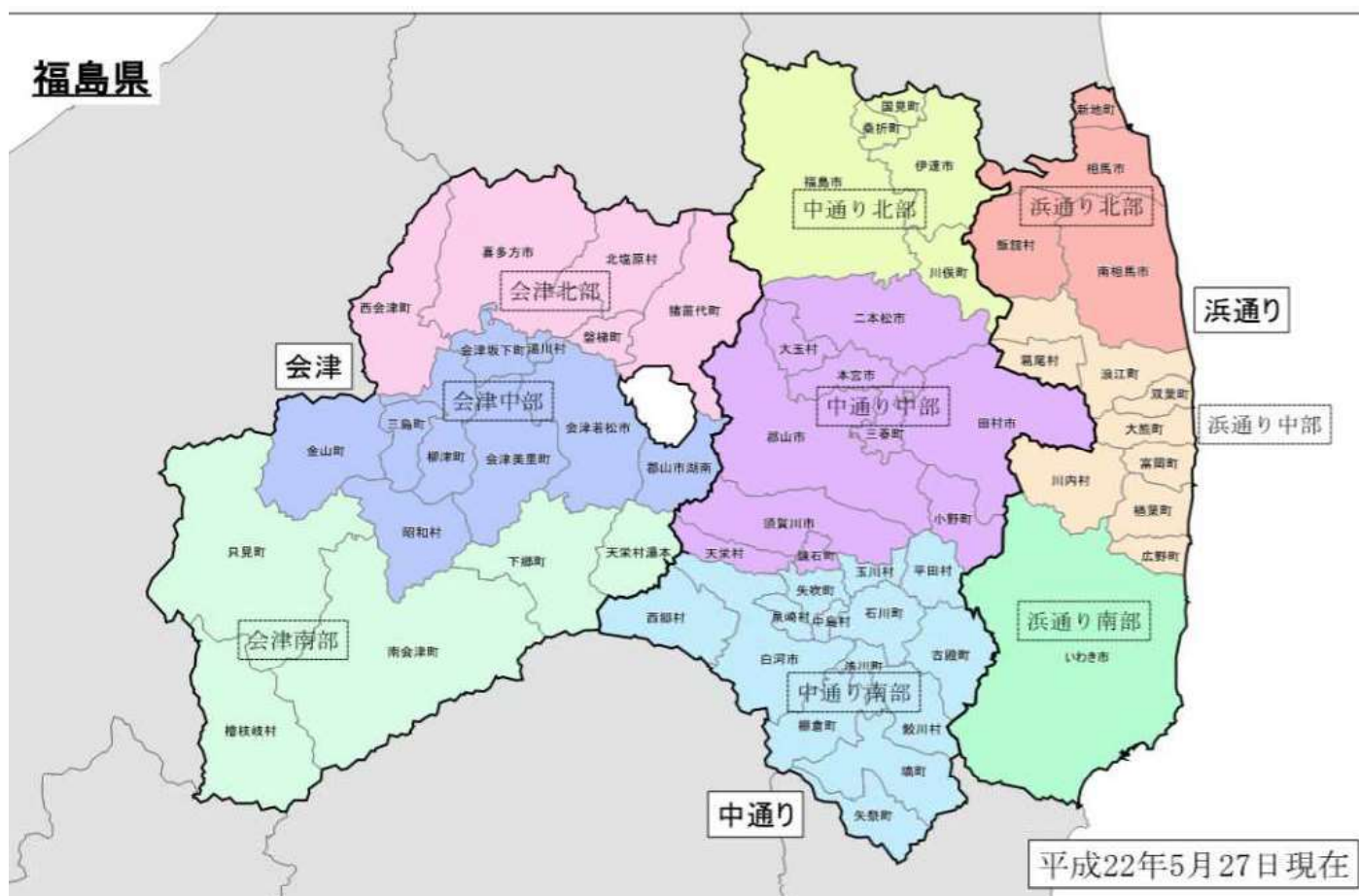
種類 名称	注	意	報	警	報
大 雨	大雨によって災害が起こるおそれがある と予想される場合。区域内の市町村で、（巻末 の別表3）の基準に到達することが予想される 場合。			大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予 想される場合。区域内の市町村で（巻末の別表1） の基準に到達することが予想される場合。大雨警報 （土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土 砂災害、浸水害）のように警戒すべき事項が明記さ れる。	
洪 水	洪水によって災害が起こるおそれがある予想さ れる場合。区域内の市町村で（巻末の別表4） の基準に到達することが予想される場合。			洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予 想される場合。区域内の市町村で（巻末の別表2） の基準に到達することが予想される場合。	
波 浪	風浪、うねり等によって災害が発生するおそれ がある。と予想される場合。有義波高が3 m以 上。			風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれ がある。と予想される場合。有義波高が6 m以上。	
高 潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水するこ と等により災害が起こるおそれがあると予想さ れる場合。区域内の市町村で（巻末の別表5） の基準に到達することが予想される場合。			高潮によって海岸付近の低い土地に浸水する等によ り重大な災害が起こるおそれがあると予想される場 合。区域内の市町村で（巻末の別表5）の基準に到 達することが予想される場合	

表-11-1

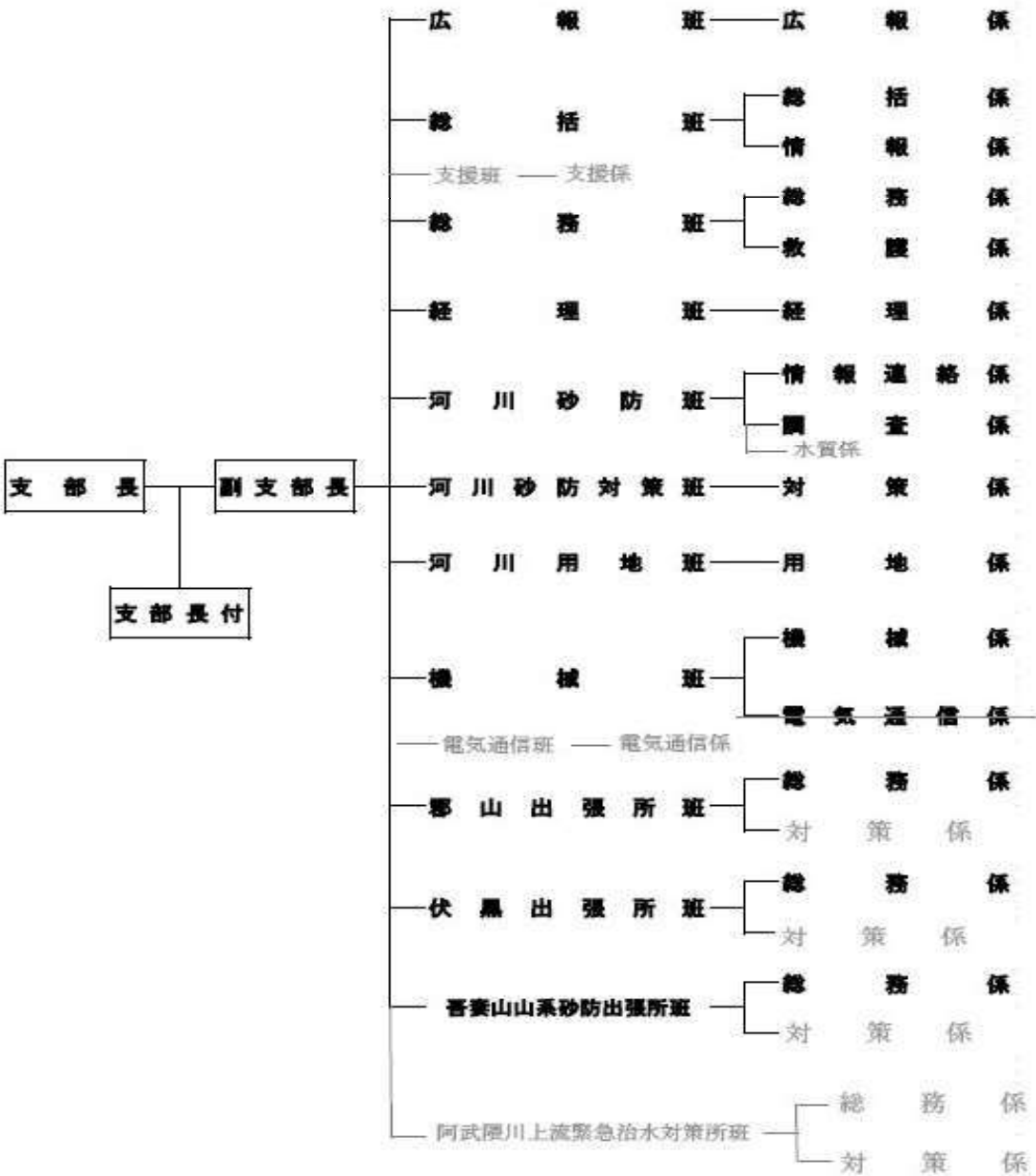
種 類	発表基準	発表される津波の高さ
大津波警報（特別警報）	予想される津波の最大波の高さが高いところ で 3 m を超える場合。	10 m < 高さ
		5 m < 高さ ≤ 10 m
		3 m < 高さ ≤ 5 m
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところ で 1 m を超え、3 m 以下の場合。	1 m < 高さ ≤ 3 m
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところ で 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合。	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m

	一次細分 区 分	二次細分 区 分	対 象 市 町 村
福 島 県	中 通 り	中通り北部	福島市、伊達市、伊達郡（桑折町、国見町、川俣町）
		中通り中部	郡山市（湖南を除く）、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、安達郡（大玉村）、岩瀬郡（鏡石町、天栄村（大字湯本・大字田良尾・大字羽鳥を除く））、田村郡（三春町、小野町）
		中通り南部	白河市、西白河郡（西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）、東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）、石川郡（石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）
	浜 通 り	浜通り北部	相馬市、南相馬市、相馬郡（新地町、飯館村）
		浜通り中部	双葉郡（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）
		浜通り南部	いわき市
	会 津	会津北部	喜多方市、耶麻郡（北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町）
		会津中部	会津若松市、郡山市湖南町、河沼郡（会津坂下町、湯川村、柳津町）、大沼郡（三島町、金山町、昭和村、会津美里町）
		会津南部	岩瀬郡（天栄村（大字湯本・大字田良尾・大字羽鳥））、南会津郡（下郷村、檜枝岐村、只見町、南会津町）

●地域細分図



○ 国土交通省福島河川国道事務所体制編成表



○ 国土交通省阿賀川河川事務所支部組織表

